

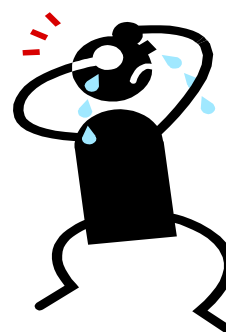
6月の処方箋

6月の処方箋

～消費者センターは生活のお医者さん～

10年以上前から生活費にあてるため、消費者金融に借金を繰り返していた。3年前から車両運転の仕事に就いたものの、体調を崩しやむなく仕事をやめた。現在失業保険で高齢の母と一緒に生活しているが、水道料金を滞納しており水道を止めると言われた。もうこれ以上支払えない。どうしたらよいか。

(50歳代 男性)



<相談の経緯>

他にも国民健康保険、税金の滞納がありました。弁護士に依頼し債務整理をしたところ、利息制限法を超えて支払っていた利息があることが分かりました。その過払い利息を取りもどし、滞納している水道代、国民健康保険、税金の支払いにあてることができました。



クレジットやサラ金、金融機関でお金を借り、返済に困っているけれども、誰にも相談できない・・・
そんな方は、遠慮なくご但馬生活科学センターまでご相談ください。借金の悩みは必ず解決します。



ワンポイントアドバイス

《利息について》

お金を貸した場合の利息については、「利息制限法」という法律では、最高20%を超える利息は、「超えた部分について無効」となっています。

ところが、数年前まで消費者金融や信販会社のキャッシングの多くは、年20%～29.9%の利率でした。この20%を超える利息は払いすぎの利息であり、引き直し計算することにより借金が減ったり、利息が返金になる場合があります。



債務整理は、『自己破産』だけでなく、『任意整理』『民事再生』『特定調停』の方法もあります。それぞれの状況や希望により選んでいくこととなります。

